

令和6年11月18日

令和7年度以降の居住支援協議会について

1 小金井市居住支援協議会の経過

令和3年度

- ・居住支援協議会伴走支援プロジェクト
- ・全5回 関係者への説明、情報提供 など

令和4年度

- ・小金井市居住支援協議会 設立（4月15日）
- ・居住支援事業の説明会（5月20日）
- ・小金井市居住支援協議会・総会（6月24日）
- ・小金井市居住支援協議会部会（2月10日）

令和5年度

- ・小金井市居住支援協議会・総会（6月29日）
- ・小金井市居住支援協議会（1月16日）
- ・小金井市居住支援協議会部会（9月11日、10月23日、11月6日）
- ・居住支援促進講演会（9月5日）

令和6年度

- ・小金井市居住支援協議会・総会（5月10日）
- ・小金井市居住支援協議会部会（7月29日、8月27日、9月25日、
10月24日）
- ・小金井市居住支援協議会（11月18日）

-
- ・小金井市居住支援協議会部会（11月25日、1月21日）

- ・居住支援ガイドブックの作成（部会で作成中）

- ・法改正内容の説明会

国土交通省、厚生労働省及び居住支援法人に説明を求める予定

- ・居住支援川柳（2次選考中）

2 居住支援事業における課題と活動内容

年度	課題	活動内容
令和4	顔の見える関係の構築を作る必要がある。	協議会の設立、部会の開催 市内関係団体への訪問
	関係団体との意見交換・情報交換により、お互いの状況について理解促進を図る必要がある。	居住支援協議会部会において、事例を基に不動産関係者、福祉関係者及び行政関係者による意見交換会を行った。
	居住支援事業に係る課題の抽出をする必要がある。	居住支援協議会部会において出た意見を基に、小金井市における居住支援事業の課題を整理した。
令和5	不動産関係者への事業の周知が必要である。	不動産関係者の会議へ出席し、訪問等により事業の周知、情報交換を行った。また、国土交通省及び厚生労働省等の職員に講師を依頼し、居住支援促進講演会を開催することで居住支援事業の周知を行った。
	福祉関係者との連携強化を図る必要がある。	居住支援協議会部会でチラシ作成をするにあたって、不動産関係者、福祉関係者及び行政関係者による意見交換会を行った。
	居住支援法人の情報収集を行う必要がある。	居住支援法人（3法人）を訪問し、日々の活動内容、支援方法等の情報収集を行った。
令和6	住宅セーフティネット制度を周知する必要がある。	住宅セーフティネット制度等の法改正に伴い、国土交通省及び厚生労働省の職員による制度の講演会を実施する予定である。
	協力不動産店の増加及び連携強化を図る必要がある。	協力不動産店が協力しやすい環境づくりと福祉との連携及び顔の見える関係を作り、連携の強化を図るため、居住支援ガイドブックの作成を行っている。
	居住支援法人との連携を推進する必要がある。	東京都の会議等で居住支援法人との情報交換を行い、市内での活動等について意見交換及びアンケート調査を行っている。

3 今後の方向性

年度	課題	取組内容
令和7	相談実例について検討する必要がある。	令和4年度以降に実施してきた相談実例を基に、不動産関係者、福祉関係者及び行政職員によるケース会議を開き、小金井市の居住支援の状況、課題、調整事項等について確認する。
	空家の活用、不動産関係者との連携等、居住支援に係る業務の制度や実施方法等について小金井市の地域特性に応じた対応を図る必要がある。	空家の関係団体、市内の協力不動産店などと連携し、市内のアパート、マンションだけでなく戸建ての空家なども活用し、居住支援の促進に向けて研究する。
	居住支援法人との連携を推進する必要がある。	市内で居住支援法人が活動できるよう連携・促進の検討を行う。